

労働者派遣事業に係る情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係る情報を公開致します。

許可番号：派27-304610

事業所の名称：株式会社 Trust Growth 西日本 中国四国支社

事業所の所在地：〒730-0051 広島県広島市中区大手町5-2-22 山陽ビル2号館2階

相談窓口：支社長 高島 一晃

電話番号：082-258-5734

対象期間：令和2年7月1日～令和2年11月30日

派遣労働者数：44名（令和2年12月1日現在）

労働者派遣の役務の提供を受けた者（派遣先）の数：38件（対象期間実数）

労働者派遣に関する料金の平均額 1日8時間当たり：13,278円

派遣労働者への賃金の平均額 1日8時間当たり：8,769円

マージン率：34.0%

派遣労働者賃金	社会保険・有給休暇等	会社経費 (人件費・採用費・教育訓練費等)	営業利益
66%	6%	33%	-5%

キャリアアップに関する教育訓練

教育訓練の種類	対象者	方法	賃金支給	実施主体	派遣労働者の費用負担
新規採用者訓練	初めて派遣する労働者	OFF-JT	有給	派遣元	無
ワークスタイル多様化研修	派遣労働者	OFF-JT	有給	派遣元	無
リーダー研修	派遣労働者	OFF-JT	有給	派遣元	無
ビジネススキル研修	派遣労働者	OFF-JT	有給	派遣元	無
パソコンスキル向上研修	派遣労働者	OFF-JT	有給	派遣元	無

その他労働者派遣事業の業務に関し参考と認められる事項

福利厚生等：社会保険、定期健康診断、インフルエンザ予防接種、ストレスチェック

各種サポート：キャリア形成支援、資格取得支援、各種相談窓口の設置等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

労使協定を締結しているか否か：締結済み

労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：全ての派遣労働者

労使協定の有効期間の終期：2023年（令和5年）3月31日